



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

642	大塔日置川県立自然公園の区域及び名称の変更	(環境生活総務課).....	1
643	日置川県立自然公園の公園計画の変更	(").....	2
644	日置川県立自然公園の特別地域の区域の変更	(").....	2
645	古座川県立自然公園の区域の変更	(").....	3
646	古座川県立自然公園の公園計画の変更	(").....	3
647	古座川県立自然公園の特別地域の区域の変更	(").....	3
648	大塔山県立自然公園の指定	(").....	4
649	大塔山県立自然公園の公園計画の決定	(").....	4
650	大塔山県立自然公園の特別地域の区域の指定	(").....	5
651	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	5
652	"	(").....	6
653	救急病院の認定	(医務課).....	6
654	令和2年告示第296号(令和2年度随時技能検定の実施)の一部改正	(労働政策課).....	6
655	荒見井土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	6
656	九度山町安田島土地改良区の役員の就退任	(").....	7
657	荒見井土地改良区の定款変更の認可	(").....	7
658	山田ダム土地改良区の定款変更の認可	(").....	7
659	貴志川土地改良区の定款変更の認可	(").....	8
660	紀の川用水土地改良区の定款変更の認可	(").....	8
661	日高川町営換地計画(三百瀬地区)の認可申請の適否決定等	(").....	8
662	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	8
663	保安林の指定	(").....	8
664	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	9
665	保安林の指定施業要件の変更	(").....	9
666	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	10
667	"	(").....	10

告 示

和歌山県告示第642号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第6条第1項の規定に基づき、大塔日置川県立自然公園の区域を変更し、及び同県立自然公園の名称を日置川県立自然公園に改めたので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課並びに田辺市役所、新宮市役所及び白浜町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年5月7日

- 1 削除する区域
田辺市木守及び下川上の全部並びに同市熊野の一部
新宮市熊野川町畝畑の全部
- 2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第643号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第8条第1項の規定に基づき、日置川県立自然公園の公園計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同条例第7条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課並びに田辺市役所、新宮市役所及び白浜町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 第一種特別地域から次の区域を削除する。
田辺市木守及び下川上の全部
新宮市熊野川町畝畑の全部
- 2 第二種特別地域から次の区域を削除する。
田辺市木守及び下川上の全部
新宮市熊野川町畝畑の全部
- 3 第三種特別地域から次の区域を削除する。
田辺市木守及び下川上の全部並びに同市熊野の一部
新宮市熊野川町畝畑の全部
- 4 次の単独施設を削除する。

種 類	位 置
園 地	田辺市（安川溪谷）
園 地	田辺市（法師山）
園 地	新宮市（大塔山下）

- 5 次の車道を削除する。
田辺市（安・県立自然公園境界）から同市（大杉隧道・県立自然公園境界）まで及び同市（逢合滝西・県立自然公園境界）から同市（逢合滝東・県立自然公園境界）まで
- 6 次の歩道を削除する。
田辺市（又井川合流点）から同市（又井川合流点）まで
田辺市（板立峠・県立自然公園境界）から同市（上木宇・県立自然公園境界）まで
新宮市（足郷山・県立自然公園境界）から同市（大塔山下・県立自然公園境界）まで
- 7 変更後の公園計画を表示した図面（省略）

和歌山県告示第644号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第1項の規定に基づき、日置川県立自然公園の特別地域の区域を変更したので、同条第2項の規定において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室、西牟婁振

興局健康福祉部衛生環境課及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課並びに田辺市役所、新宮市役所及び白浜町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 削除する区域
田辺市木守及び下川上の全部並びに同市熊野の一部
新宮市熊野川町畝畑の全部
- 2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第645号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第6条第1項の規定に基づき、古座川県立自然公園の区域を変更したので、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所保健環境課並びに古座川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 削除する区域
東牟婁郡古座川町松根の一部
- 2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第646号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第8条第1項の規定に基づき、古座川県立自然公園の公園計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同条例第7条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所保健環境課並びに古座川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 第二種特別地域から次の区域を削除する。
東牟婁郡古座川町松根の一部
- 2 変更後の公園計画を表示した図面（省略）

和歌山県告示第647号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第1項の規定に基づき、古座川県立自然公園の特別地域の区域を変更したので、同条第2項の規定において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所保健環境課並びに古座川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 削除する区域
東牟婁郡古座川町松根の一部
- 2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第648号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第5条第1項の規定に基づき、大塔山県立自然公園を指定したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この県立自然公園の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課、東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所保健環境課並びに田辺市役所、新宮市役所及び古座川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域

田辺市内国有林和歌山森林管理署110林班から118林班まで、1003林班から1008林班まで及び1103林班から1111林班までの全部

田辺市内富里県行造林地及び請川県行造林地の全部

田辺市熊野、木守、下川上、本宮町静川及び本宮町野竹の各一部

新宮市熊野川町畝畑の一部

東牟婁郡古座川町内官行造林地和歌山森林管理署1林班から9林班までの全部

東牟婁郡古座川町松根の一部

2 区域を表示した図面（省略）**和歌山県告示第649号**

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第7条第1項の規定に基づき、大塔山県立自然公園の公園計画を決定したので、同条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課、東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所保健環境課並びに田辺市役所、新宮市役所及び古座川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別地域**(1) 第一種特別地域**

田辺市内国有林和歌山森林管理署1106林班、1110林班及び1111林班の全部並びに111林班、114林班、115林班、1104林班、1105林班及び1107林班から1109林班までの各一部

田辺市木守、下川上の各一部

新宮市熊野川町畝畑の一部

東牟婁郡古座川町内官行造林地和歌山森林管理署3林班から9林班までの全部

(2) 第二種特別地域

田辺市内国有林和歌山森林管理署110林班、112林班、113林班、1007林班、1008林班及び1109林班の各一部

田辺市内富里県行造林地の一部

田辺市木守、下川上、本宮町静川及び本宮町野竹の各一部

新宮市熊野川町畝畑の一部

東牟婁郡古座川町松根の一部

(3) 第三種特別地域

田辺市内国有林和歌山森林管理署1003林班、1005林班及び1103林班の全部並びに110林班から112林班まで、114林班、115林班、1006林班、1007林班、1104林班、1105林班及び1107林班の各一部

田辺市内請川県行造林地の全部及び富里県行造林地の一部
 田辺市熊野、木守、下川上、本宮町静川及び本宮町野竹の各一部
 新宮市熊野川町畝畑の一部
 東牟婁郡古座川町内官行造林地和歌山森林管理署1林班及び2林班の全部
 東牟婁郡古座川町松根の一部

2 単独施設

種 類	位 置
園 地	田辺市（安川溪谷）
園 地	田辺市（法師山）
園 地	田辺市（大塔山）
園 地	新宮市（大塔山）
園 地	東牟婁郡古座川町（大塔山）

3 道路

(1) 車道

田辺市（本宮町静川・県立自然公園境界）から同市（下川上・県立自然公園境界）まで

(2) 歩道

田辺市（安川溪谷・車道合流点）から同市（安川溪谷・車道合流点）まで

田辺市（法師山・県立自然公園境界）から同市（法師山・県立自然公園境界）まで

東牟婁郡古座川町（足郷トンネル）から同町（大塔橋）まで

4 変更後の公園計画を表示した図面（省略）

和歌山県告示第650号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第1項の規定に基づき、大塔山県立自然公園の特別地域の区域を指定したので、同条第2項の規定において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別地域の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室、西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課、東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所保健環境課並びに田辺市役所、新宮市役所及び古座川町役場に備え付けて縦覧に供する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域

田辺市内国有林和歌山森林管理署110林班、111林班、1003林班、1005林班、1007林班、1103林班から1107林班まで、1110林班及び1111林班の全部並びに112林班から115林班まで、1006林班、1008林班、1108林班及び1109林班の各一部

田辺市内富里県行造林地及び請川県行造林地の全部

田辺市熊野、木守、下川上、本宮町静川及び本宮町野竹の各一部

新宮市熊野川町畝畑の一部

東牟婁郡古座川町内官行造林地和歌山森林管理署1林班から9林班までの全部

東牟婁郡古座川町松根の一部

2 変更後の区域を表示した図面（省略）

和歌山県告示第651号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012100040	すまいる	日高郡みなべ町芝569-1	就労定着支援	特定なし	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	令和2.5.1

和歌山県告示第652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250142	やおき工房	田辺市下三栖1475-201	就労定着支援	特定なし	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	令和2.5.1

和歌山県告示第653号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 紀南病院
- 2 所在地 田辺市新庄町46番地の70
- 3 有効期限 令和5年4月30日

和歌山県告示第654号

令和2年和歌山県告示第296号（令和2年度随時技能検定の実施）の一部を次のように改正し、令和2年5月7日から適用する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）」の次に「、金属プレス加工（金属プレス作業）」を、「建具製作（木製建具手加工作業）、パン製造（パン製造作業）」の次に「、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）」を加える。

和歌山県告示第655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、荒見井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（令和2年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所
理事 蓬台重明 紀の川市杉原372番地2

和歌山県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、九度山町安田島土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和2年3月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	奥静夫	伊都郡九度山町大字九度山1070番地の2
理事	井上靖雄	伊都郡九度山町大字慈尊院108番地
理事	鍵屋義則	伊都郡九度山町大字九度山646番地の1
理事	井上佳典	伊都郡九度山町大字九度山1464番地
理事	梅下修平	伊都郡九度山町大字慈尊院114番地の10
理事	土岐嘉伸	伊都郡九度山町大字九度山1374番地5
理事	北岡哲治	伊都郡九度山町大字九度山1598番地
理事	山本哲三	橋本市学文路584番地
理事	米澤正美	伊都郡九度山町大字九度山1453番地
理事	深瀬昌宏	伊都郡九度山町大字九度山1618番地
監事	蓮沼正	伊都郡九度山町大字椎出244番地
監事	大高範昭	伊都郡九度山町大字九度山1672番地

2 就任した役員（令和2年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	中西章	伊都郡九度山町大字九度山1336番地
理事	中野徳一	橋本市学文路256番地の4
理事	諏訪善治	伊都郡九度山町大字九度山1670番地
理事	藤井栄太郎	伊都郡九度山町大字入郷178番地
理事	狹間義弘	伊都郡九度山町大字慈尊院17番地
理事	川口三男	伊都郡九度山町大字中古沢400番地
理事	松山豊	伊都郡九度山町大字九度山1394番地
理事	山本正一	伊都郡九度山町大字椎出18番地
理事	木澤豊	伊都郡九度山町大字九度山1331番地
理事	野口佐代	伊都郡九度山町大字九度山1503番地
監事	岡健積	伊都郡九度山町大字九度山1354番地の2
監事	中谷誠男	伊都郡九度山町大字九度山1671番地の3

和歌山県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、荒見井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第658号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田ダム土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、貴志川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第661号

日高川町営換地計画（三百瀬地区）の認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年5月8日から令和2年6月4日まで

3 縦覧場所

日高川町農業振興課

和歌山県告示第662号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字瓜谷関68の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第663号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町大川字谷987から990まで
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第664号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第666号

令和2年和歌山県告示第392号（以下「告示第392号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

滝本博

滝本紀美香

滝本直美

滝本克幸

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第392号のとおり

和歌山県告示第667号

令和2年和歌山県告示第529号（以下「告示第529号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年5月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

堀田安彦

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第529号のとおり